

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第四条まで（現行のとおり）
別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一から十九まで（現行のとおり） （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
二十 法第三十液化石油ガ 八条の五第二ス設備士試 項の規定に基験手数料 づく液化石油 ガス設備士試 験の実施		二万七百元（行政手続受 験申込みの技術の利用に 関する法律（平成十四年 法第五十一号）第三 条第一項の規定により 同項に規定する電 子情報処理組織を使 用して受験願書を提 出する場合にあって は、二万二千元）	

現行

第一条から第四条まで（略）
別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一から十九まで（略）	（略）	（略）	（略）
二十 法第三十液化石油ガ 八条の五第二ス設備士試 項の規定に基験手数料 づく液化石油 ガス設備士試 験の実施		二万三千元（行政手続受 験申込みの技術の利用に 関する法律（平成十四年 法第五十一号）第三 条第一項の規定によ り同項に規定する電 子情報処理組織を使 用して受験願書を提 出する場合にあって は、二万二千五百元）	